

十和田市教育情報セキュリティポリシー

教育情報セキュリティ基本方針

策定：令和3年4月

改訂：令和5年4月

十和田市教育委員会

<目 次>

第1章 教育情報セキュリティ基本方針

1	目的.....	1
2	定義.....	1
3	対象範囲.....	1
4	情報セキュリティ管理体制.....	1
5	教育情報資産の分類及び管理.....	2
6	情報資産への脅威.....	2
7	教育情報セキュリティ対策.....	2
8	教育情報セキュリティ対策基準の策定.....	2
9	教育情報セキュリティ実施手順の策定.....	2
10	法令等の遵守.....	3
11	点検・監査.....	3
12	評価及び見直しの実施.....	3

第1章 教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、各小・中学校が所管する教育情報資産の情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器ハードウェア及びソフトウェアをいう。

(2) 情報システム

本市の学校教育において使用されるサーバ及び端末（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）並びに記録媒体等で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 教育情報資産

情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びに情報システムで取り扱う全てのデータ（これらを印刷した文書を含む。）をいう。

(4) 情報セキュリティ

教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) 情報セキュリティインシデント

情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威（障害・事故・システム上の欠陥）となる事象をいう。

3 対象範囲

教育情報セキュリティポリシーは、学校の教育情報資産に係る業務に携わる全ての職員を対象とする。

4 情報セキュリティ管理体制

情報セキュリティ対策を推進、管理するための体制及び役割を定めるものとする。

5 教育情報資産の分類及び管理

教育情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

6 教育情報資産への脅威

教育情報資産に対して想定される脅威は、その発生度合や発生した場合の影響を考慮するものとし、次のとおりとする。

- (1) 部外者による意図的な不正アクセス、又は不正操作によるデータやプログラムの漏えい・持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び記録媒体の盗難等
- (2) 教職員等及び外部委託業者による非意図的な操作、又は意図的な不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの漏えい・持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び記録媒体の盗難、規定外の情報システム接続や操作によるデータ漏えい等
- (3) 地震、落雷、火災、水害等の災害並びに事故、故障等による業務の停止

7 情報セキュリティ対策

教育情報資産を脅威から保護するため、次の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷及び妨害等から保護するための物理的な対策をいう。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員等に教育情報セキュリティ対策の内容を周知徹底するための十分な教育及び啓発を行うために講じる人的な対策をいう。

(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

教育情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するための教育情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティ対策の実施状況の確認等の運用面における対策をいう。

8 教育情報セキュリティ対策基準の策定

本市の様々な教育情報資産について、情報セキュリティ対策を講じるにあたり、遵守すべき行為及び判断等の基準を明らかにするため、「教育情報セキュリティ対策基準」を定めるものとする。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

9 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準を遵守して、情報セキュリティ対策を実施するにあたりその具体的な手順等を明らかにするため、各学校内で教育情報セキュリティ実施手順等を定めるものとする。

なお、この教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

1 0 法令等の遵守

職員は、取り扱う教育情報資産及び情報システムについて、関係法令等に従うものとする。

1 1 点検・監査

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況について、必要に応じて点検又は監査を実施する。

1 2 評価及び見直しの実施

教育情報セキュリティの点検又は監査の結果等により、情報セキュリティ対策の評価を行うとともに、情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。